

平成18年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
平成18年12月19日(火曜日)  
午前10時00分 開議

美唄市立公民館拓北分館、美唄市立  
公民館桜井邸分館、美唄市立公民館  
中村分館)(指定管理者制度審査特  
別)

## ◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

1 報告第27号 第5期美唄市総合計画  
後期基本計画調査特別委員会報告  
(第5期美唄市総合計画後期基本計  
画調査特別)

2 議案第74号 南空知ふるさと市町村  
圏組合規約の変更に関する協議の件  
(総務)

3 議案第75号 空知教育センター組合  
規約の変更に関する協議の件(総務)

4 議案第78号 美唄市消防団員等公務  
災害補償条例の一部改正の件(総務)

5 議案第79号 美唄市地域コミュニテ  
ィ安全条例制定の件(民生)

6 議案第80号 北海道後期高齢者医療  
広域連合の設置に関する協議の件  
(民生)

7 議案第83号 美唄市下水道事業受益  
者負担金条例の一部改正の件(経済  
建設)

8 議案第84号 石狩川流域下水道組合  
規約の変更に関する協議の件(経済  
建設)

9 議案第85号 市道路線の認定及び廃  
止の件(経済建設)

10 議案第76号 指定管理者の指定の件  
(美唄市民会館、美唄市立公民館、

11 議案第77号 指定管理者の指定の件  
(美唄市営野球場、美唄市営陸上競  
技場、サン・スポーツランド美唄)  
(指定管理者制度審査特別)

12 議案第81号 指定管理者の指定の件  
(美唄市一般廃棄物最終処分場)(指  
定管理者制度審査特別)

13 議案第82号 指定管理者の指定の件  
(美唄市リサイクルセンター)(指定  
管理者制度審査特別)

14 議案第86号 指定管理者の指定の件  
(美唄国設スキー場、美唄市体験交  
流施設、美唄市パークゴルフ場)(指  
定管理者制度審査特別)

第3 議案第89号 美唄市特別職の職員  
の給与に関する条例の一部改正の件

第4 議案第87号 美唄市固定資産評価審  
査委員会委員選任の件

第5 議案第88号 美唄市固定資産評価審  
査委員会委員選任の件

第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者推  
薦の件

第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者推  
薦の件

第8 意見書案第26号 日豪FTA交渉に関  
する意見書

第9 意見書案第27号 リハビリテーショ  
ンの改善を求める意見書

第10 意見書案第28号 放課後子どもプラン  
の拡充を求める意見書

- 第11 意見書案第29号 大銀行の政治献金再開の中止と企業献金の禁止を求める意見書
- 第12 意見書案第30号 医師確保と地域医療に関する意見書
- 第13 意見書案第31号 住民の暮らしを守り、公共サービス拡充を求める意見書
- 第14 意見書案第32号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

助 役 佐藤 昭雄 君  
 総務部長 板東 知文 君  
 市民部長 吉田 譲 君  
 保健福祉部長兼福祉事務所長 安田 昌彰 君  
 商工交流部長 酒巻 進 君  
 農政部長 林 信孝 君  
 都市整備部長 加藤 誠 君  
 市立美唄病院事務局長 三谷 純一 君  
 消防長 佐藤 賢治 君  
 総務部総務課長 市川 厚記 君  
 総務部総務課総務係長 村上 孝徳 君

◎出席議員（20名）

議長 長岡 正勝 君  
 副議長 吉田 栄 君  
 1番 吉岡 文子 君  
 2番 広島 雄偉 君  
 3番 五十嵐 聡 君  
 4番 白木 優志 君  
 5番 小関 勝教 君  
 7番 土井 敏興 君  
 8番 谷内 八重子 君  
 9番 長谷川 吉春 君  
 10番 米田 良克 君  
 11番 古関 充康 君  
 12番 矢部 正義 君  
 13番 谷村 孝一 君  
 15番 内馬場 克康 君  
 16番 本郷 幸治 君  
 18番 紫藤 政則 君  
 19番 荘司 光雄 君  
 20番 林 国夫 君  
 21番 中西 勇夫 君

教育委員会委員長 阿部 稔 君  
 教育委員会教育長 村上 忠雄 君  
 教育委員会教育部長 天野 修二 君

選挙管理委員会委員長 熊野 宗男 君  
 選挙管理委員会事務局長 大道 良裕 君

農業委員会会長 佐藤 博道 君  
 農業委員会事務局長 秋場 勝義 君

監査委員 川村 英昭 君  
 監査事務局長 嵯峨 和樹 君

◎事務局職員出席者

事務局 局長 谷津 敬一 君  
 次 長 和田 友子 君  
 総務係 長 濱 砂邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 桜井 道夫 君

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 五十嵐聡議員

4番 白木優志議員

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、報告第27号第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員会報告ないし順序14、議案第86号指定管理者の指定の件の以上14件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、報告第27号について、吉田第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員長。

●第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員長吉田 栄議員（登壇） ただいま議題となりました報告第27号第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員会報告について、ご報告申し上げます。

第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員会報告。

去る平成18年第1回定例会の3月13日、全議員が委員となる第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員会が設置され、第5期美唄市総合計画後期基本計画の調査事項について委員会を開催し審査しました。その経過及び結果について、その概要をご報告いたします。

まず、3月13日委員会を招集し、正副委員長の互選を行ないました。

理事者の出席を求め、第5期美唄市総合計画後期基本計画策定の経過・計画の概要につ

いて説明を受け、基本構想を具体化するための基本計画として、平成13年度から17年度までの前期基本計画に続き策定された後期計画について質疑を行いました。

質疑の主な内容として、

2010年の人口を3万1,000人と推計しているが、無理があるのではないか。また、環境のまちづくりのための重要施策の中に、環境に負荷のかからない生活様式への転換ということがあげられているが、その辺の考え方について、との質疑に対し、

基本構想と同様に3万1,000人という将来人口を設定した考え方については、交流人口の増加に努めること、住宅施策あるいは企業誘致等の雇用増対策に積極的に取り組む等の努力を継続していきたい。

環境保全の大切さ、地球温暖化防止のためできる分野に力を合わせてやっていこうという部分、公共交通機関の利用を高めたり、アイドリングストップ等を行政として市民や事業者へ啓発・啓蒙して環境保全に努めていきたい、との答弁。

次に、後期計画の組み立てで、前期の計画策定に当たっての反省点をふまえてどんな工夫をされたのか。後期基本計画策定に当たって、美唄市の将来をどうするのかという意味での最重要課題は何と捉えているのか。また、財政推計の考え方、積算の基礎、自立推進計画との違いについて、との質疑に対し、

前期基本計画においても指標を設定して、それにかかる目標値を定め計画推進に努めてきたが、指標の設定については市民に分かりづらかったと反省している。後期基本計画については、市民に、よりまちづくりの進歩状

況が分かるように、指標の設定についてはより分かりやすいものに、活動の成果が分かるような生活指標の設定に努めた。

また、計画に搭載している事業名については、前期基本計画では予算事業名と一部一致していないものもあったが、後期基本計画においては予算事業名と一致させた。

最重要課題については、市内経済の現状等を考えた場合、緊急にその再生に取り組まなければならないと感じており、市民生活を支え、まちの活力づくりを進める上で経済振興は欠かせない。今後この5年間で活発な経済活動を見出す仕組みづくりに取り組んでまいりたい。経済振興を最重要課題として考えている。

財政推計については、自立推進計画における財政推計と同じ考えで載せているが、積算の基礎については18年度予算に基づいて新たに5カ年間の推計を示した。

自立推進計画では17年度に基づいて推計をしているが、今回の推計については18年度をもとに推計し、歳入においては19年度税源移譲の関係を考慮して、2億円程度地方譲与税の減と市税の増収を考慮。地方交付税については特別交付税において、18年度2億円を減額して19年度以降推計をしている。歳出については、人件費において18年度一般職給与5%減という積算だったが、復元して人事院勧告の影響額を考慮、公債費についても借換債を反映した推計としている、との答弁。

実効性を伴う計画づくりにするための推進管理の手法として、ということが大事なのか。それを後期計画にどうつなげていこうとしているのか、との質疑に対し、

今回の策定に当たって、実効性を高めるための予算との連動、予算事業と計画等再編事業を一致させることを留意した。推進管理の方法としては前期計画から引き続き、事務事業評価システムにより時代の状況やニーズ等の変化を的確に捉えて見直しを常にかけていくということが重要であると考え、この事務事業評価システムによる進行管理を強く打ち出している、との答弁。

次に、国からの支援体制なり財政主導という時代ではないということであれば、地域は自ら全体を見渡すくらい努力すべきではないか。地域にある資源の有効活用等、技術を開発して付加価値を高める計画づくりに入らなければならないのではないか。そういう議論がされていないのではないか。もう一度、基本構想議論を試みる必要があるのではないか、との質疑に対し、

計画の推進に当たり、できるだけ幅広い視点を持って考え、地域経営においてもその地域のこともしっかり分析しながらより明確な将来展望のもと、本市の課題に的確に対応する、それぞれの部局が何をすべきかという認識を共有しながら、市民生活・経済活動等さまざまな施策に具体的な行政活動につなげていく、市民と皆さんと一緒に一体的・総合的に取り組んでまいりたい。との答弁。

次に、9月25日、理事者の出席を求め、「第5期美唄市総合計画後期基本計画について」及び「その他必要な事項について」、先般開催された財務実態等調査特別委員会の質疑答弁の議論を踏まえた質疑を行いました。質疑の主な内容として、

交付税の見方や臨時財政対策債が今後も借

りられるのか。また、特定財源の見通しの問題、さらに病院の赤字が続いた時に対応できる計画になっているのか。市民1人当たり190万円近い負債を抱えているが、返済していけるのか。また、そういう危機意識の上にとっていかなければならないのではないのか。そのような中でまちづくり計画のあり方、考え方を大きく転換する必要があるのではないのか。全面的に見直ししなければならないのではないのか、との質疑に対し、

厳しい環境、地域を取り巻く環境等十分認識した上で取り組んできた。財政推計については毎年度見直しをし、公表していく中で現実を共有する。その上で議会を通して市民との協働のまちづくりを十分議論しながら職員一丸となって、市長を先頭に市民との協働のまちづくり、自立に向けたまちづくりを進めていきたい、との答弁。

地方交付税や臨時財政対策債は、計画期間中借りられるという保障、見直しはあるのか。市立病院の第5次経営健全化計画にかかわる繰り出しはどう見ているのか、との質疑に対し、

地方交付税が削減傾向にあるのではないのかという見方は避けられないと思っている。見直しは難しいが、毎年度の地方財政対策を踏まえながら見直しをしていかざるを得ないと思っている。

臨時財政対策債についても年々縮小傾向にある。今後地方財政全体がどういうふうに移りしていくか、これによって臨時財政対策債の総額についても変動の要素があり、こういうものを踏まえながら見直しをしていかなければならないと思っている。

市立病院の第5次経営健全化計画の分については、平成20年まで2億円の追加支援をすることとして全額を盛り込んでいる、との答弁。

市民生活に密着している身近な生活関連にかかわる事業についての考え方で、サービスの低下につながる議論や考え方はどのように押えているのか。市長が公約に掲げている「食の駅」の事業もこの計画期間中に成し遂げようということだが、公約との関係で身近な生活関連事業の問題をどう認識されているのか、との質疑に対して、

市民の皆さまの安全・安心の確保という観点から、行政として行うべき事業については、現状のレベルを今後とも可能な限り実施してまいりたいと考えている。

後期計画策定の際、財政状況が極めて厳しいという認識のもとに最低限の事業を取り入れるよう、南福社会館、峰延福社会館についてはコンパクトな福社会館で対応できるのではないかと考えている。

「食の駅」については、基本構想に至っていないが、他市の例を参考にしながら積算している。ハードにお金をかけないで、ソフト重視の「食の駅」となるよう、今後基本構想の際にいろいろと検討してまいりたい、との答弁。

5つの戦略柱を立てられて、この5つの柱に向かって地域住民の動態、人口動態含めて、どういう状況を描かれて組み立てられたのか、との質疑に対し、

策定に当たっては現状の各地域の状況、また今後5年間で想定される将来の姿等を踏まえて、5つの柱、各論を検討し、構成したと

ころである、との答弁。

次に、各地に福祉会館があり、この福祉会館が指定管理者制度に乗り、文化活動の一拠点にもなっている。そこを生涯学習やそういうものにつながるものにどう活用していくかというようなことを考慮されていないようだが、その考えについて。

また、観光は交流と一緒にならないといけないと思うが、交流のホスピタリティというのはどのように検討されたのか、との質疑に対し、

地域にある公共施設の活用を前提とし、指定管理者制度に移行したことにより、地域の中でもより活発に活動していくことが望ましいと考えているので、そのような方向でさらに検討してまいりたいと考えている。

交流のまちづくり、特に多様な交流活動の展開ということで現在ある自然・歴史・文化それら様々な施設、ゆ〜りん館を中心とした施設で交流を進めていく考え方。

観光ホスピタリティはグリーン・ツーリズム等も含めて今後重要になってくものと考えており、十分検討してまいりたい、との答弁。

以上の経過結果から、本特別委員会の所期の目的が達成されたものと判断し、平成 18 年第 4 回定例会をもってその調査活動を終了することに決定をみた次第であります。これをもって本委員会の報告といたします。

●議長長岡正勝君 次に議案第 74 号ないし議案第 78 号の以上 3 件について、谷村総務委員長。

●総務委員長谷村孝一議（登壇） ただいま議題となりました議案第 74 号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議の件、

議案第 75 号空知教育センター組合規約の変更に関する協議の件及び議案第 78 号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上 3 件について、総務委員会の審査の経過並びに結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 13 日に委員会を招集して審査いたしました。

各議案審査における質疑答弁の主なものを申し上げます。

初めに、議案第 74 号について申し上げます。

今後の手続き的なスケジュールとふるさと市町村圏組合の収入役の配置は兼務等で規模縮小されるのかとの質疑に対し、12 月の各構成市町村の議会において規約変更の議決を取り、これに基づいて 1 月には北海道知事へ規約変更の許可申請の手続きを取ることになる。3 月中に知事の許可が得られる予定だが、それに基づいて 4 月 1 日から施行となる。

現在の組合の収入役については、現在岩見沢市の収入役がふるさと市町村圏組合の収入役となっている。規約の変更に伴って、一般職としての会計管理者が新たに就くこととなるが、これは組合の理事会において選任される予定である。対象となるのは構成市町村の会計管理者の中から選ばれることになるとの答弁。

次に、美唄市としてのふるさと市町村圏のかかわりはどのようになっているのかとの質疑に対し、組合の中で圏域の中の構成市町が振興策を取るために広域で活動するということになっている。美唄市もその一員として広域と連携した活動を行っているとの答弁。

次に、組合議会議員の役職はどうなっているのかとの質疑に対し、構成市町村から各議

員が選出されていて、9名の議会議員がいる。その中で議長は現在三笠市の選出議員が就いている。議長及びほか8名の議員で年2回の定例会を開催しているとの答弁。

次に、これまでどのような事業をやってきたのかとの質疑に対し、組合の主な事業としてはホームページを開設して圏域の市町村の情報発信を行っている。広報誌「グリーンネットワーク」を年1回発行。圏域市町村へ全戸配布し、圏域の情報提供を行っている。圏域の住民の交流を図るため、「南そらち再発見バス事業」を行っている、構成市町村の観光資源等をそれぞれの住民がバスツアーにより訪れるという事業を行っている。

そのほかに「南そらちふるさと物産展」というものを開催しており、希望する市町村の持ち回りということで開催している。

平成17年は本市の歌舞裸まつりにおいて開催した。そのほかに少年サッカー選手権大会、バンドフェスティバル、情報誌やラジオ番組を活用した圏域情報の発信を行っているとの答弁。

次に、以前夕焼けコンサートというものをやっていた。持ち回りで9市町がやっているんだろうと思うが、あれ以降年数は経過しているが、毎年行っていく計画はあるのか。

仮に地元でも催すとしたら、企画運営まで地元がやることになるのか、ふるさと市町村圏の事務局サイドがやるのかとの質疑に対し、従前行っていた夕焼けコンサートについては、かつては11市町あったので、11市町村の持ち回りで開催していた。11市町村が一巡した段階でこの事業については終了している。

現在は夕焼けコンサートという形ではやっ

ていないが、11回やった中で会場の手配、人員の誘導等を担当していたが、経費については組合が全面的に負担するという形で行っていたとの答弁。

11回まわって一巡したからこれはやめたということなのかとの質疑に対し、一巡した段階で目的が終了したという判断のもと、一旦終了し、新たな事業展開を図るということで現在に至っている。現在は情報誌「じゃらん」「北海道ウォーカー」等の観光やイベント情報誌を使った圏域のPR、ラジオでは40秒程度のスポットCMを使った圏域のPR活動を行っているとの答弁。

次に、議案第75号について質疑はありませんでした。

次に、議案第78号について申し上げます。

これまで実際に公務災害の例があったのかとの質疑に対し、火災現場での公務災害は発生していない、訓練中や消防団が開催する行事で公務災害として認定した事例がある。過去10年間で平成9年から18年までで3件あったとの答弁。

中身が変わるところがあるのかとの質疑に対し、補償内容については変わらないとの答弁。

次に、傷病とあるが、どういう場合がこれに当てはまるのかとの質疑に対し、傷病補償金については障害が確定していない場合、完全に固定していない場合に支給される。固定した場合に障害補償年金が支給されるとの答弁。

怪我のことを言っているのか、怪我ではない内科的な病気のことなのかとの質疑に対し、負傷したことによって新たな病が出た場合と、怪我を負った場合の両方が入るとの答弁。

結果といたしまして、議案第 74 号、75 号、及び 78 号の以上 3 件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第 79 号及び議案第 80 号の以上 2 件について、矢部民生委員長。

●民生委員長矢部正義議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 79 号美唄市地域コミュニティ安全条例制定の件、議案第 80 号北海道後期高齢者医療広域連合設置の関する協議の件の以上 2 件について、民生委員会の審査の経過及び結果を一括ご報告申し上げます。

経過といたしまして、12 月 13 日委員会を招集して審査をいたしました。

初めに、議案第 79 号の審査における質疑答弁のうち主なものを申し上げます。

この条例は市民の安全確保のために制定されると思うが、具体的な取組み等についての質疑に対し、それぞれが連携して、安全で安心な暮らしができるという地域にしていきたいということを根底におき、交通安全協会、防犯協会、あるいは暴力追放運動推進協議会等の組織があり、それぞれの活動目的に沿った事業を展開している中で、これとは別に地域安全活動推進協議会という市長をトップにしての組織があり、これらをひとつの大きな塊の組織として整理を、今後関係機関と話し合いを進めたいと考えているとの答弁。

いまいろんな問題等がテレビでも騒がれているが、被害を未然に防ぐ方法について、も

っと積極的に地域に進めていかなければならないと思うが、市民への啓蒙や周知はどのようにするのかとの質疑に対し、防犯協会は自治会組織に働きかけをしており、その中には事業所等も入っているなど、こう言ったところを通じたり、市そのものもいろんな機会を通じて直接市民、あるいは自治会組織にこの趣旨をお知らせしながら事業を展開していきたいと考えているとの答弁。

次に、道内で実施している自治体の数と、取り組まれた事例の中で効果を発揮しているもの等についてのとの質疑に対し、現在道内の市では 35 市中 18 市が関係条例を制定している状況であり、全道市町村 180 のうち、104 の市町村が制定、率にして 58% という数字で押えている。

また、成果については、例えば岩見沢市では特に除雪関係に力が入っているという話も伺っており、砂川市ではモデル地区を指定するというような取り組みをしているものの、想定したよりも指定を受けたいという自治会が少ないということであった。赤平市については条例を制定した後、特段目立った活動はしていないとの話であったとの答弁。

第 8 条に、必要な情報の保護という文言が入っているが、必要な情報の保護というのはどういったことを指すのかとの質疑に対し、個人情報に大事にされる時代であり、安心・安全の面からいくとその地域、町内会に住んでいる方の、例えば家の中に動けないお年寄りがいるのかいないのか、あるいは自分ひとりでもしものときに避難できる人がいるのかできないのか。あるいは日中に人がいるのかいないのか、そういった程度の情報というも

のが町内会長なりに承知をしていただかないと、もしものときに役に立たないということがあるのではないか。しかし、一方では、取得しなければならないプライベートな情報ではあるが、その辺のバランスを保ちながら町内会、地域で十分な話し合いをしていただきながら、相互の信頼と了解の下で情報の取り扱いについて進めていただくということを基本にしながら、進めていきたいという趣旨であるとの答弁。

個人情報はどう守っていくのか、課題として非常に難しいと思うが、この条例の中でどういう位置付けで地域の皆さん方に理解をしてもらうかという役割を、市がそこに入ってどう進めるかとの質疑に対し、まだイメージの段階ではあるが扱いとしては難しいデリケートなものだと思っている。しかし、ある程度の情報の共有がなければ、いざというときに手が差し伸べられないという事態も考えられるので、地域によっては、例えば町内会長、あるいは担当の役員に限って周知をすることはやむを得ないだとか、地域によって多少の扱いの違いはあるかもしれないが、地域ごとに話し合いを重ね、万が一のときに手が差し伸べられる状態をつくっていかたいと思っている。情報の共有の判断はその地域に委ねたいと思っているとの答弁。

安全活動を推進していく前提で、市民の安全な生活を守るという部分の中で、警察が果たす役割というものがあるわけだが、犯罪から身を守るばかりではなく、災害等市民の安全を守るということとの関連についてはどう対応されるのかとの質疑に対し、この条例はまだ素案の段階ではあるが、まちづくり基本

条例にも位置付けており、犯罪や交通安全、事故などの防止等を相互に手を差し伸べられるということが趣旨である。警察等の関係についても、もっぱら情報の提供や事故の未然防止、交通ルール・マナーの啓蒙、防犯に対する情報の提供、あるいは空き巣などから身を守るための施錠の仕方などについての知識等についての提供を受けたいと思っており、それ以上のことは警察と共にやっていこうという狙いは持っていないとの答弁。

次に、第2条(2)の地域活動団体について、美唄市内で町内会の数、また交通事故発生状況について、美唄市の平成18年度の件数、飲酒運転がどれくらいあったのか、また第5条、「市民は基本理念に基づき生活安全に関する知識と技術を習得し」とあるが、具体的にそんなことを意味しているのかとの質疑に対し、第2条の自治組織の数については、はっきりとした数字を持っていないが、250から260あると考えている。平成18年度の交通事故の数字及び飲酒運転にかかわる数字については、平成18年度10月末現在で凶悪犯が2件、粗暴犯が2件、窃盗犯が193件、知能犯が5件、風俗犯0件、その他刑法犯が27件、計229件、重要犯罪2件、重要窃盗犯が40件という数字で押えている。

交通事故についても、平成18年10月現在で発生件数が97件、死者数が2人、負傷者数が129人という状況になっており、酒気帯び運転で検挙された数については、平成15年は20件、平成16年は21件、平成17年は14件、平成18年は9月末までで13件である。

また、第5条の関連については、市民自身がみずからの生命・財産を守るために、みず

からの防衛策をつくる必要があるだと思っており、例えば上手な防犯装置の取り付け方、活用方法、交通安全に関連しては、運転技術、ルール・マナー、あるいは詐欺まがいの商法から身を守るなどの知識・方法を身につけることが大事だと思っており、講習会など、行政からはそうした情報の提供をさせていただくとの答弁。

防犯や事故防止のために活動する団体はどのようにつかんでいるかとの質疑に対し、防犯協会、ここにはいろんな組織、町内会などが加盟している。交通安全協会も町内会や連合組織的なところが入っている。コンビニエンスストア防犯連絡協議会、あるいは消費者協会など、直接関係する大きなところでは、4団体くらいであり、その中を構成するのは相当数あるが、その数については押えていないとの答弁。

地域コミュニティを形成する上で、小学校区域ぐらいにそういった活動、コミュニティができるというような組織づくりも大事だと思うが、具体的な考え方についてとの質疑に対し、地域安全活動推進協議会の中に学校関係、あるいは先生と父母の会の関係などの組織も参加されており、個人だけでは解決できない面、地域や町内会の力がそこでは大きな存在を発揮するものかと思っている。また、小学校区というのは、子どもの足で歩いて通える範囲ということから、そこにお住まいの方たちの顔が見えるというようなまとまりとして、その単位活動をひとつのくりとしていいと思っているとの答弁。

次に、この条例をどのようにうまく機能させていこうかというのかとの質疑に対し、この

条例そのものが憲章的な表現をしており、日常的にも継続的にも、市民が皆さん揃って心がけましょうという趣旨の規定である。具体的なことについては、この条例が制定後、地域安全活動推進協議会という組織があり、その中に教育委員会や子どもたちを見守るような組織も入っているため、この条例そのものは防犯や交通安全といったことに、主眼を置いているとの答弁。

次に、なぜこう言った条例をつくらなければならぬのか、まちづくり基本条例の素案中で安全・安心ということをやっているが、これは必要がないのではないかとの質疑に対し、この条例の必要性については、近年の子どもたちが犠牲となる痛ましい事故がふえてきているということや、高齢者を狙った悪徳まがいの商法、高額商品の売りつけ、交通事故が依然としてなくなる状況に対する取組みの強化、こうしたことがいま求められていると思っている。また、防犯協会、交通安全協会からも安心・安全に関する条例を制定してほしいという要請もあり、そうしたことを背景として、条例を制定しようとするものである。まちづくり基本条例素案の第33条に、安心・安全の確保についての記述をしており、災害のことも含んだ記述となっている。この部分を受けて災害を別にして防犯や交通安全に関しての安心・安全なまちづくりということの条例ということで、提案しているものであるとの答弁。

この条例をつくった経過、どういう経緯があつてどんな会議をされてこの条例をつくったのかとの質疑に対し、この条例を策定するにあつたって、庁内の課長職18名で組織する

会議で平成 17 年度に 3 回ほど協議をし、市民組織の検討委員会については、関係団体の代表 15 名、公募市民が 2 名、学識経験者 1 名で構成し、平成 18 年度 1 月末から 10 月まで 4 回の会議を経た中で、市民憲章的な狙いで定めることについて、共通理解をしていただき、今回の提案の運びとなったという経過であるとの答弁。

この条例は福祉や教育にも関係する、そういった庁内横断的なものについてどのように考えているかとの質疑に対し、地域安全活動推進協議会として全体を網羅した形にしていけないかという相談をこれからさせていただきたいと考えているとの答弁。

美唄に自衛隊があるが、地域安全活動として自衛隊にも入ってもらおうということもひとつの方法ではないかとの質疑に対し、自衛隊については組織の性格上、行政機関ではないということで考えており、この条例は災害救助防災の部分を外して考えているため、自衛隊とのかかわりは考えないでいきたいと思っているとの答弁。

防犯パトロールや青等というものがあるが、個人的にボランティア活動を行っている組織で、その人たちの身分をはっきりさせる部分でも、腕章や防犯灯というものが不可欠ではないかとの質疑に対し、この条例の趣旨が犯罪の防止、交通事故の防止に主眼を置く内容のものである。また、青灯やパトロールについては、身分証あるいは腕章をつけた方はこういう立場で活動しているということがわかるように、今後相談しながらどういうふうにしていくかということを決めていきたいと思っているとの答弁。

東京には、監視カメラを規定している部分があるが、美唄では駅に監視カメラがついていると思うが、こんな小さなまちで監視カメラをつけられて監視されることははっきり言っていい気持しないのではないかと、条例をつくった中でも防犯カメラの考え方をきちっとしてほしいとの質疑に対し、防犯カメラの関係については、美唄においてはそういった考え方を持っていないとの答弁。

次に、議案第 80 号の審査における質疑・答弁のうち、主なものを申し上げます。

本市における、後期高齢者の人数はどれくらいになるのか、保険料はどれくらいになるのかとの質疑に対し、美唄市における高齢者人口は、18 年 3 月 31 日現在の住民登録基本台帳では、4,192 人、外国人 6 人、合計で 4,198 人となっている。保険料については、広域連合設立後、19 年の 11 月頃に広域連合の議会が開催され、そこで正式に決まることになっているとの答弁。

これは、新たにできた医療制度だと思うが、高齢者にとって負担が大きくなっていくという気がするが、美唄においても、もっと低くなるという算定はできないということなのかとの質疑に対し、全道統一された保険料とされるが、ただし軽減措置ということで、年収に応じ 7 割、5 割、2 割の軽減措置があるとの答弁。

別表第 2 表で共通経費が記載されているが、美唄市においてどれくらいになると算定されているかとの質疑に対し、共通経費については、均等割 10%、高齢者割 40%、人口割 50% という比率に基づき、各市町村の負担金が決められており、18 年度は 9 月から準備委員会

が立ち上がっているため、準備委員会の共通経費として、6カ月分で42万7,000円。また、平成19年度の3月に広域連合が設立されることから、一月分で、16万2,000円を見込んでいる。なお、19年度については、285万4,000円の提示があったが、詳細については未定であるとの答弁。

次に、後期高齢者医療は75歳以上が対象であるということだが、他の保険の扶養になっている者の扱いについてとの質疑に対し、この法律は平成20年4月1日からの施行となっており、老人保健法が平成20年に新しい制度にそのまま移行されることから、経過措置はあるものの、老人保険制度がなくなり、75歳になった時点で加入していただくということになるとの答弁。

現役並みの所得者は負担割合が3割ということだが、普通であれば幾らまでの所得者がこうだよと段階別に知らせるのが普通ではないかとの質疑に対し、現役並みの所得額ということで、夫婦世帯であれば年収525万円、単身世帯であれば年収383万円となっているとの答弁。

本人が家族の扶養者である場合、保険料の積算、納め方についてとの質疑に対し、保険の扶養者となっている方が、75歳で強制的に新しい高齢者医療制度の加入者となり、納付方法については年金からの天引きなどになると考えているが、いまの時点では詳細な通知がないとの答弁。

次に、第7条の2項の議員の区分について、この32名については8名ずつ分かれているものの、一定の地域割というものが考えられているものなのかとの質疑に対し、これは都

道府県議会議員の定数を参考にし、平成20年度の高齢者人口が全道で60万3,000人ほどになると推計されており、自治法で規定されている75万人と比較するとその比率が80%となり、75万人に対する定数が40ということから、その比率に乗じた数が32名となっている。また、地域割については現段階で示されていないとの答弁でありました。

結果といたしまして、議案第79号及び議案第80号につきましては、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に議案第83号ないし議案第85号の以上3件について、米田経済建設委員長。

●経済建設委員長米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました議案第83号美唄市下水道事業受益者負担金条例の一部改正の件、議案第84号石狩川流域下水道組合規約の変更に関する協議の件、及び議案第85号市道路線の認定及び廃止の件の以上3件について、経済建設委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、12月13日委員会を招集して審査いたしました。

議案第83号下水道関係ですが、審査における質疑答弁の主な点を申し上げます。

負担金は、開業以来平米500円だ。この間凄まじい地価の変動があった。この地区の開業予定はとの質疑に対し、平成19年3月31日供用開始との答弁。

供用開始3年間で水洗稼働となる。負担金が先行するのではなかったか。下水道を始めたころはすごいことだと受け止められた。今は当たり前前の公共サービスだという考え方。特別受益の意識はない。受益の考え方は変遷がある。内部議論、業界議論で整理されるのか、考え方はとの質疑に対し、負担金の時期は地域や工事の状況で変わり一定ではない。今回は国道の拡幅にあわせて工事を行っており、工事時期の決定がつかめず、急に決まるなどのケースもある。計算は単独工事分を割り返して計算する。地区によって高い・安いがあるが、近隣を考慮し、政策定数で500円になる。条例は取ることができるので、早い・遅いの違いはあるが、市民全体の公平性で負担してもらおうとの答弁。

500円の価値は変わっている。時代の変遷を考慮しないで、負担の公平とは言えない。国民の新しい負担として、裁判での争いも続いている。考え方が正しいなら、法律、条例も義務規定にすべきだ。このような変化に応じた考え方はとの質疑に対し、委員長の方でこの内容については、次回の委員会に説明することで議事整理をいたしました。

次に、この地区の該当戸数は、西地区は工事が早かったが、水洗にしない人もいる。水洗化率はどうかとの質疑に対し、第6負担区は36戸。水洗化率は17年度末で90.7%であるとの答弁。

普及率の考え方は、それから水洗化率との違いはとの質疑に対し、普及率は処理区域内の人口を行政人口で割る。それで66.2%になる。水洗化率は水洗化人口を処理区域内の人口で割ることで計算との答弁。

水洗化しない人たちの理由はとの質疑に対し、高齢化でいつまでかわからないのでとか、そのうちに息子が戻って同居する。そうなれば家を建て直す、などの理由であるとの答弁。

第6負担区は農家が多いが、宅地以外の土地も負担するののかとの質疑に対し、すべてが対象だが、耕作地や納屋は猶予地として税を賦課しないとの答弁。

倉庫などはとの質疑に対し、工業団地などすべて賦課対象になるとの答弁。

対象面積 11.2ヘクタールの内容はとの質疑に対し、市道及び買収分を含む国道の用地を除外した範囲になるとの答弁。

受益者の土地の事前調査はどのようかとの質疑に対し、設計認可後の工事前に、区域内の下底の水の流れ、高さを含めて調査し、詳細図面をつくるとの答弁。

ことしの工事で個人資産を傷つけるなどのトラブルはあったかとの質疑に対し、調査不足のために迷惑をかけたケースが1件ある。いろいろ経過はあったが、最終的には了解していただいた。今後は十分に確認し、問題が起こらないようにするとの答弁。

西5線から南の下水道工事は、どうなるとの質疑に対し、産化美唄川から西6線までが対象地域である。西6線から西5線の間は外れるとの答弁。

農業地域は広い土地に家がぼつんと1軒ある。まち場は隙間なく家が建つし、高い建物もある。これを一律に負担させるのは公平ではない。考え方はどうかとの質疑に対し、土地は皆同じの考え方でいままで来ている。今後、全国的な状況などを調べて検討するとの答弁。

次に、議案第 84 号の審査における質疑答弁の主な点を申し上げます。

石狩川流域下水道の問題です。

流域下水道終末処理場の経営状況はどうか。処理後の汚泥を肥料化したりしているが、市は下水道組合に負担金を払っている。どうなるのかとの質疑に対し、終末処理場は道の施設である。加盟の 10 市町で組合をつくり維持管理し、定率で費用負担する分と、流入量によって負担する費用を合わせて経営している。敷設している管は概ね 10 市町のもので、それぞれ分担して維持管理している。施設の極近い部分だけ道の管があるとの答弁。

美唄市は運営にどうかかわっているのかとの質疑に対し、10 市町の加盟で組合をつくって維持管理してきたが、ことしから指定管理者になるための、一部事務組合を別につくり、道から指定管理者として委託を受けているとの答弁。

美唄市は負担金を払い、下水道の終末処理をここでしている。この運営がどうなるかは重要だがどうなるのかとの質疑に対し、処理後の汚泥は籾殻コンポストとして、「つよしくん」の名でことしから販売している。12 月で 80 万 4,000 円の売上がある。平成 14 年からの検討で、19 年から 2 カ年でガス発電の設備をつくり、21 年から稼働し、年間 700 万円程度の収益が見込める。電気は北電から買って施設を動かしているが、それが削減できる。余れば売電もするとの答弁。

籾殻コンポストには、重金属が入っているとの話がある。本当なら作物に移行して問題である。調査をしてもらいたいとの質疑に対し、検査をしているので問い合わせをする。

後日結果を知らせるとの答弁。

これは後ほど分析表が委員には配られました。重金属については、その分析結果では、肥料として使って問題がないという数値でありました。

次に、施設の新設などの経費負担はどうかとの質疑に対し、新設の場合、補助を除く 2 分の 1 を道と 10 市町が負担。更新の場合は、道の起債 7 割を除く 3 割を 10 市町で負担するとの答弁。

これは、今年度からこのようになったという説明でありました。

次、審議会は、来年 5 月からです、審議会は常任委員会が 2 つになるが、いまのようなことを把握できるようにしなければならない。議員から 1 人と市長が石狩川の議会に出ているが、議員が内容を全体に報告する。執行側も専門家としてあわせて報告する。施設の職員はプロで、その仕事の内容を議会に対して報告する義務がある。桂沢や空知教育センターもあるが、この流域下水道についても情報を共有できるよう、議会内の努力、執行側と力を合わせて努力することを考える必要がある。このことを報告に加えてもらいたいとの発言があり、全体が了解をしましたので、この部分も加えました。

次に、議案第 85 号の審査における質疑答弁の主な点を申し上げます。

市道の認定の問題です。

この事業は整理に入るが何年からかとの質疑に対し、工事関係は 19 年で終り、20 年から 5 年間で整理を終える予定との答弁。事後評価をきちんとすることが求められる。美唄の百数十年で最大の事業だ。40 億円の起債を

含め、一般会計に移ることになる。評価は多角的にやらねば、交通量の調査はそれだけでなく、商業圏のかかわりを含め、通る人の年代別など、追跡調査を含め詳細にやるべきだ。この認定は歴史的な議案だ。100年の大計に立って決断した事業で嬉しいが、後始末が大変だ。考え方はどうか。との質疑に対し、この事業は100年の大計に立って実施されたもの。完成したいまこの評価は議会の指摘もあり、当然私どももやらねばと思っている。ただ、多角的、多面的に追跡調査もとなると難しさもあるが、できる範囲で事後評価をするとの答弁。

結果といたしまして、議案第83号ないし議案第85号の以上3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 次に、議案第76号ないし議案第86号の以上5件について、林指定管理者制度審査特別委員長。

●指定管理者制度審査特別委員長林 国夫議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第76号指定管理者の指定の件、議案第77号指定管理者指定の件、議案第81号指定管理者の指定の件、議案第82号指定管理者の指定の件及び議案第86号指定管理者の指定の件の以上5件について、指定管理者制度審査特別委員会の審査の経過並びに結果を報告申し上げます。

経過といたしまして、12月14日委員会を招集して審査いたしました。

次に、質疑の主な点を申し上げます。

初めに、9月条例制定後の経過がどのようになっただかの質疑に対し、10月10日の選定委員会で東明公園は19年度導入に間に合わないで、今回選定から除外を決めた。10月13日に事業者説明会を行い、12施設を5グループで公募した。25日に締め切り、1団体と10社の応募があった。10月31日の11回の選定委員会で申請書を審査、11社は資格を具備しているとのことを認識。一次審査どおり通過を通知。11月8日12回選定委員会で11社の事業計画、収支計画について、内容のヒヤリングを行い、総合評価を行って2次審査となった。200点満点で、得点の高い企業を選定した。14日に応募各社に結果を通知したとの答弁。

各社の得点を明らかにすべきとの質疑に対し、一番の文化協会172点、2番のアンビックス181点、3番のアンビックス168点、VIVA-アイ165点、北菱産業158点、本田土木166点、環境センター161点、4番北美環境管理173点、5番シルバー人材センター172点、北美環境管理162点、環境センター170点との答弁。

次に、アンビックスのことについて、昨年交流拠点施設の指定管理者の際、丸投げ禁止規定があるので、ペーパー会社の株式会社ベル・カントではなく、直接アンビックスを指定すべきと指摘したが、公共性が高い周りの施設の一体管理しているなどの理由で、株式会社ベル・カントと契約した。今回なぜ株式会社ベル・カントの応募がなかったのか。昨年の議論と整合性が取れないとの質疑に対し、パークゴルフ場、スキー場、体験交流館、野球・陸上競技、サン・スポーツランドに株式

会社アンビックスが応募した。株式会社ベル・カントは応募していない。昨年の議論では、交流拠点施設は利益だけを考えているのではなく、交流人口をふやすことも目的で、市のかかわる株式会社ベル・カントが管理したとの考え。今回は周辺施設を管理している株式会社アンビックス社が申請したとの答弁。

3セクを間に入れ、ワンクッション置くことで、経営の不透明さが出ることはすべきではない。指定管理者導入の趣旨では直接契約をすべきだ。昨年は株式会社アンビックスと契約をしたかったのだと思う。今回の説明では整合性が取れない、もう一度考えて答えてほしいとの質疑に対し、昨年の株式会社ベル・カントの関係は、行政が一定程度経営のノウハウを持っているところとして、3セクという方法を選んだ。今回は周辺施設を一体との考え、さらに今後研究していきたいとの答弁。

次に、要項では仕事の実績を条件としているのか。実績がなくてもいいのかとの質疑に対し、一定の資格要件を満たせば実績がなくても応募できるとの答弁。

次に、18年度の委託予算と指定管理者での委託予定額の全施設分を比較すると、約1,200万円の減額となる。この資料と先の収支計画の数字と違うがなぜか。リサイクルセンターは63万円多い額になっているが、との質疑に対し、委託料の積算は二次審査で行うために市がつくったもので、請求書とは違う。リサイクルセンターの経費は、一般の業務委託で、人件費が入っていないことと、石油の値上がりで若干経費の積算となったとの答弁。

市民会館、公民館への現在の正規と臨時の

職員は、指定管理者になったらどうなるか。サン・スポーツランドは市の職員がいないが、ここを管理している人たちは、株式会社アンビックスになったらどんな扱いになるのかとの質疑に対し、正規職員は、庁内異動、臨時の人は業務のノウハウのこともあり、4月から継続して雇用してもらいたい。サン・スポーツランドは体育振興課の雇用で臨時5人がいるが、4人前後になる。この人たちと協議し、株式会社アンビックスでの勤務継続について、話したいとの答弁。

次に、各施設利用の意見、苦情、要望がさまざま出る。市役所の4階に行かないと解決できないのでは困る。現地で対応できる体制の確立ができないのかとの質疑に対し、スピーディな対応のため、システムを含めて株式会社アンビックスと協議するとの答弁。

市民会館を運営する文化協会は、多数のグループに属する人たちで構成しているが、市民劇場を含め、事務局体制はどうつくるのか。管理部門は部分委託になるが、現在管理している会社はどうなるのか。機械の故障などの対応で、市教委との風通しをよくする方策はどうかとの質疑に対し、利用者の立場から、利用者のための立場をどうするか、理事会で協議した。数あるサークルのコーディネータ、役割も含めて市民劇場の事務局は現在市教委の事務局が引き受けているが、NPOとしてもいまの事務室を事務局にし、同じように進めると考えている。仕事の内容は、文化団体支援もあり、当然市民劇場を含めているので、いまと同じように進めると考えている。事務局の人員は、現行と同じと積算している。管理部門は現在三鉱石油に清掃などを委託して

いるが、文化協会が委託することで話をしている。大きな機械の故障などは、行政に相談をと話しているとの答弁。

市民会館と公民館の指定管理は、試行錯誤がある。市が運営、管理の責任を負うこれまでの方がいいという声が出るのではないかと。理事会はどんな話し合いをしているかとの質疑に対し、かなりの議論を重ねている中、懸念する意見もあったが、美唄の文化、芸術を大きくするのは、自分達しかいないとのことであり、今回、会を重ねると、自立するためにどうするか、どう参画できるかなどの意見の変化が現れ、今後事務局体制を含めて失敗なくやろうという空気になったとの答弁。

次に、全体的に選定委員会が総合評価をしたが、期待感や危惧したことは複数応募の場合、選定結果についての問い合わせや質疑はどうかの質疑に対し、審査結果に対する問い合わせはない、公募をしたが、応募があるか心配した。2次審査ではヒアリングを行ったが、各団体から意欲的な発言をもらい期待しているとの答弁。

民間の参加で指定管理者を進めながら行政のスリム化が進む。危惧するのは行政が本来の設置責任を放棄することになるのではないかとということ。行政は緊張感を持って民間が意欲的に技術・ノウハウを高めるようにする立場が必要と思うがとの質疑に対し、行政の設置責任は免れない。民間のアイデア・発想をもらい利用者のサービス低下にならないよう、管理運営に努めたいとの答弁。

次に、1,200万円を削減して市民サービスができるか心配。今回の施設は地域限定でない、市民が対象の施設だ。全体的な苦情処理

をどうするか。12施設の管理・運営が変わることをどう市民に知らせるかとの質疑に対し、指定管理者移行は民間のアイデア・発想を活用し、市民サービスを落とさないこと。苦情は指定管理者・行政の区分をして対応しないよう協議して処理に当たる。市民周知は広報、ホームページ、機会を捉えて行うとの答弁。

職員は直営と委託からどうなるか、市民会館・公民館・図書館・博物館など、法律に必置規定のある館長職をどうするかとの質疑に対し、市民会館、公民館は、行政4人、移行後は嘱託1、臨時2、桜井邸分館はパート1、公民館長は社会教育法27条で必置、文化協会で置く予定との答弁。

NPOの館長は市教委とのかかわりはどうなのか、やりやすくなるのはいいがとの質疑に対し、市教育事務局にNPOの指導業務もある。事務局窓口設置を検討するとの答弁。

体験交流館には登り窯もある。職員が窯の薪も割っていた。指定管理者になったらどうなるのか。利用料金はどう考えればいいのかとの質疑に対し、交流館と登り窯は一体的に管理できる体制である。利用料金は、指定管理者の収入になる。企業努力は評価したいとの答弁。

次に、一般廃棄物最終処分場について、3月に質問したときの経費は、6,800万円だった。今回は8,000万円と開きが出たがなぜかとの質疑に対し、前回は現在の南美唄の施設をベースに上乘せした分を計算したもの、今回は経費の精査をした。水処理の基準クリアに伴う薬品代が想定以上にかかる。金属の再資源化と埋立量を減らす破碎処理施設が新し

く加わる。職員が現在施設で5人にプラス1で6人分の人件費、搬入道路が長く除雪の重機借り上げなどの増額であるとの答弁。

リサイクルセンターの指定管理者は、シルバー人材センターがこの事業者であるが、シルバー人材センターは会員との間に雇用関係はないとあるが、これは問題がないのか。雇用不安を認めるようなことはまずいと思うがとの質疑に対し、リサイクルセンターは市が収集業務で集め、委託業者が運んだ資源ごみを分別し、圧縮や溶解など作業をしているが、現在シルバー人材センターに業務委託をしているが、行政処分当たる内容はなく、問題はないとの答弁。

次に、応募があるか心配していた部分の発言。パブリックビジネスを地域につくり上げるには、受け皿をつくりスキルをする必要性がある。行政には育成する責任がある。公共性のあるNPOの育成など、自立推進計画に、指定管理者導入とあるが、体制を組んで指定管理料を外へ持っていかれないように、地域で全体認識を持つことが必要と思うが、との質疑に対し、受け皿となる団体の育成が課題だ。まちの活性化になるよう育成に努力していきたいとの答弁。

以上が主な質疑でありました。

結果といたしまして、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長長岡正勝君 これより報告第27号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第27号第5期美唄市総合計画後期基本計画調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第74号ないし議案第78号の以上3件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第74号南空知ふるさと市町村圏組合規約の変更に関する協議の件ないし議案第78号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件の以上3件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第79号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

18 番紫藤政則議員。

●18 番紫藤政則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 79 号美唄市地域コミュニティ安全条例制定の件について討論に参加をいたします。

私の立場はこの条例案に反対であります。

反対をする前に、この民生常任委員会で私は委員外として参加をいたしまして、一定の質疑をさせていただきました。

その際の主張は、まちづくり基本条例の素案が提示されまして、この条例は明年3月に市長提案として提案をされると、議会の審査に付されるという、そういう予定を立てているわけでありまして、この中に、いわば安全・安心の確保という条項がございまして、これらのまちづくり基本条例を、提案を受けたあと、これらとの整合性を加味して、この美唄市地域コミュニティ安全条例もあわせて審査すべきだと、そういう意味からすると美唄の新しい法体系、新しい憲法が、美唄市の憲法ができるわけですから、それに沿った内容での審査をしっかりとすべきだろうと、こういうことで審査を継続すべきということを主張いたしましたが、それが入れられなかった。

そこでやむなく、これは賛否を問うわけです。ありますから、反対せざるを得ないと、こういう立場でございまして。

以下、反対の理由を申し上げたいと思っております。

1つは、いま申し上げましたまちづくり基本条例との関係があります。もう1つは、このコミュニティ安全条例は、安心・安全な地域コミュニティづくりであります。どういうコミュニティをつくっていくかということで

ありまして、美唄市が井坂前市長がつくられた提案をされて、私どもが賛成をしてできた美唄市福祉のまちづくり条例がございまして。

これも、地域福祉をどうつくっていくのかという、いわば個別条例であります。美唄市全体を網羅する、総合的な条例の位置付けであります。まちづくりの掲げる方向というものを明らかにした条例でありまして、これも地域のコミュニティをどうしていくかという部分が、条例の目的のひとつになっております。この福祉のまちづくり条例との整合性をどう図っていくのかという部分であります。

これについても、明確なご答弁はございませんでした。

それから、この条例の目的は、先ほど言いましたように、地域コミュニティの実現ということですが、いま美唄市が不安で、そして危険なまちの状態だろうかということをお尋ねしましたら、それはそういう犯罪の統計上もそういう実態になっていない。決して不安とか危険なまちではないということでありまして、それとあわせて、これは憲章です、市民憲章とかいう憲章条例的な意味で、みんなで安全・安心な美唄市をつくっていきましょう、そういう意識の啓発、こういうものが目的であって、具体的にペナルティを課したり、市民の生活を縛りかけるような、そういうものではない、決してそういうものではないという説明でありました。

おつくりになった方々は、まさにそういうお気持ちがあったのかと思います。長い間時間をかけてつくられたわけですから、一定の議論がなされたと思いますが、詳細にこの安全条例を逐条ごと読みますと、決して憲章条

例の内容にはなっていないわけでありませぬ。

具体的に申し上げますと、基本理念が3条に書かれておりまして、その中に市、そして市民、事業所、そしてそれらを調整をする市の役割等が記載をされているわけですが、そして具体的にそれぞれの役割が、第4条以下に書かれています。

市は、地域の安全確保のための施策を推進すると、こういうふうにあります。そしてあわせて、市民、関係行政機関との連携調整を行うということでありませぬ。この関係行政機関には、警察署も入っております。

市民の役割、この中に、市民は、生活安全に関する知識と技術を習得する、あわせて、必要な措置を講ずるとありませぬ。

市の役割で、安全確保の施策の推進というのはどうするのというお尋ねをいたしました、具体的にはこれから考えるということだそうで、それから市民が知識と技術を習得するという部分ですが、これは市が講習会等セットして、その中で技術の習得というのはどういうのが意味するのかよくわかりませぬでしたが、勉強してもらおうということだそうです。

必要な措置というのは何かと聞きましたら、みずからの防衛策を講じるということでありませぬ。何の防衛策でしょうか。

そして、事業所も必要な措置を講ずるというふうにされているわけでありませぬ。これらの必要な措置というのは、具体的な決めがありませんから、恐らく規則委任で、その規則の中で、通常ですと推進計画なり、それから進める体制づくりなりが、市長の手の中に委ねられるというのが規則委任でありませぬけれども、この規則委任についての条項はあるわ

けですが、使わないというお話でありませぬ。しかし条項は残ったままでありませぬ。

私は、この条例の中で一番危惧しておりますのが、第8条でありませぬ。

これは、市及び市民は、必要な情報の保護に配慮し、適正な情報の収集及び提供に努めますという項目でありませぬ。

情報の収集・提供。この情報はどこに提供されるのかというお話をしましたら、これは市及び市民でありますから、警察署に情報を届けるという意味ではありませぬというご答弁でありませぬ。

しかし、市の役割として、市は関係行政機関との連携、調整に努めるという部分があります。これは市の役割でありませぬ。

私は、条例の提案者、そしてご議論された方々が、意図しない、そういう方向に行く内容をはらんでいるというふうに言わざるを得ないわけでありませぬ。

なぜならば、これは東京の警察官僚が起案をし、全国の防犯協会等々連携を保ちながら、全国に指令を発して、そしてつくらせるように、上からの指示でできた経過があります。恐らく、市長も公約に掲げられましたし、そして後期計画にも載りましたし、このことについては、そういったこととは別にお考えになっているのかもしれない。しかし、状況はそうではないわけでありませぬ、監視社会に向けた1つのルールづくり。隣組体制の構築、こういうことに流れていく危険性が大きいです。

少しく、慎重な、私は審査が必要だったろうと、いまでも悔やんでおりませぬ。

しかし、こういう状況でありますから、毅

然とこの条例については、反対をいたしたいと思えます。

監視社会、危険な地域づくりと称して、住民が住民を監視するような、そういうような地域に持っていくことは、このまちづくり基本条例にあります、目指すまちづくりと方向性は極めて異なった方向に行くだろうというふうに危惧をしているわけでありませう。

ちょっと事務的なことを申し上げますと、このコミュニティ安全条例の定義も、まちづくり基本条例に定めている市民、そしてコミュニティ、同様の定義がなされていますが、この表現にはところが、まちづくり基本条例の素案には、この定義自体にもところがあります。

少しくご紹介をいたしますが、まちづくり基本条例の中の、この市民の定義、1つあります。

市内に居住する人、市内で働く人、学ぶ人、事業を営む法人、その他活動をする団体を言います。働く人、学ぶ人でありませう。

このコミュニティ安全条例は、市民に住所を有する人、市内の事業所等に勤務する人、市内の学校に在学する人、または市内に滞在する人でありませう。

受け止められる感情はどこでありませうか。

それから地域コミュニティ、コミュニティの定義も表現が大きく違います。

まちづくり基本条例素案、地域社会を多様に支え、心ゆたかな生活の実現をめざして、地域を基盤として、あるいは共通の目的を持って自主的に結ばれた組織を言いますと、こういう定義でありませう。

地域コミュニティ安全条例、地域コミュニティの定義、市民が共同体意識を持って営む、地域及び集団を言いますということでありませう。

このまちづくり基本条例が掲げる方向、これらの行政個別条例という意味からしても、これらの文言そのものも、私はこの基本条例に相容れない表現になっているのではなからうかと、こういうふうに思うわけでありませう。

まとまりのない討論になりましたけれども、ぜひいま申し上げた点をおくみいただいて、この条例に対して反対に賛同していただけますように、心からお願い申し上げまして、討論に代える次第です。

●議長長岡正勝君 10番米田良克議員。

●10番米田良克議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第79号美唄市地域コミュニティ安全条例について、私は討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対でありませう。

幾つか考え方を申し上げまして、討論に参加したいというふうに思えます。

ただいま、紫藤議員の討論がありましたが、基本的な考え方はほぼ同じでありませう。

私は、一昨年市長が選挙に出られたときに、選挙公約が掲げられたわけで、その中にたしか最後の方だったと思えますが、地域の安心・安全条例をつくりませう、これがありません。

それで、市長就任後の臨時議会の中で、所信表明が行われた際に、この問題を取り上げて最初にお尋ねをいたしました。以降、数度この地域安全条例については、市が取り組まれている経過等をお尋ねしながらその都度賛

成できない旨の考え方を申し上げてまいりました。

今回、実際に条例案ができ上がって、提案をされ、民生委員会で審査をされたわけであり、先ほど委員長の報告がございました。私も委員外議員として民生委員会の場に一部参加をさせていただきまして、質疑もさせていただきました。

この中では、お尋ねをしていただく答弁が、この例えば、この条例の第1条にある犯罪や交通事故等から市民の安全と安心を確保するためという、これに沿った答弁がなされなかったということです。

課長も部長も、助役も、なされる答弁をお聞きしていますと、非常に柔らかい内容の部分と言いますのは、福祉のまちづくり条例をあてはめるのが妥当だと思われる、そういう内容の答弁をされます。

ですから、さて、この条例は、市民に何を期待するのであろうか、あるいはこの条例をつくることによって、市民にどんな取り組みを期待するんだ。そのことに、多分に疑問を感じずるわけです。

だから、端的に言わせていただくと、つくるためにつくるのかなど。つくるのが目的だとすれば、それは市民みんなのものとしての条例をつくる姿勢としては、明らかに違うのではないかということを感じます。

そして、いま申し上げた、まったく新たな中身の考え方の条例を、美唄市としてつくって、市民全体のものとしていくためには、多くの市民がその中身を理解する、そしてこの条例の目指すものについて、ともに歩もうという気持ちになることが大変大事だと思います。

す。

そのことの、合意形成のためには時間をかけることに、何の躊躇もいらないと思います。十分時間をかけて、市民理解を得るということです。

ですから、所属会派の民生委員会の委員の方からは継続審査の願いもしたわけであり、委員会意向としては、今回結論を出すというお考えだったようでございまして、採決で可決ということの委員長の報告でありました。

そして先ほどお聞きした中身では、全道180市町村のうち104で、すでにもう制定が終わっているということです。北海道ももう1年以上前でしょうか。道の方の条例をつくり上げております。訓練計画みたいなものも、これはちょっと訓練計画とは違いますが、安全のための取り組みを進める考え方も出してあります。

私は、先ほどの紫藤議員の答弁とはちょっと違う視点の疑問を幾つか挙げたいと思うんですが、先ほども話が出ましたが、防犯協会とか、交通安全協会から、この条例作成の要請が出ているというのは、昨年だったでしょうか、質問をしたときにお答えをいただいております。交通安全協会は、交通安全運動を中心にしてやられるということで、わかる部分がございます。私も車の免許取ったとき以来、現在に至るまで会員になっております。免許更新の際に会費をお支払いしています。3年分まとめて払うという形で。

ただ、改めて考えてみますと、3年に1遍更新手続きに行ってその都度会費を払うわけですが、交通安全協会から一度もそう

いけば決算報告をもらっていない。それから総会の案内も別に来ないなということで、どんな活動を具体的に、私の払った会費をこんなふうに使っていると、そういう報告は、そういえばない機関だなということを感じています。ちょっと疑問を感じます。

それから、防犯協会ですが、防犯協会があるということは知っていました。ただ、どんな活動をしているかというのはいわかりません。

ただ、ことしの春に防犯協会から、私、町内の会長をやっているのですが、手紙が来まして、防犯協会に町内として加盟してもらいたいという依頼がまいりました。初めてです。

それは組織がよくわからないということになって、そのまま放置してあったんですが、何月か、2、3カ月経ってまたまいりました。

その中には、会費負担がかかるということです。その会費は、年会費で加盟戸数1戸について100円ですということが書いてあります。

1戸100円というのは、私どもの町内は月額会費が300円でありますから、かなり高いんです。

消防団の後援会には、入っておりますが、これは年会費が1戸50円です。100円の会費を集めてきて防犯協会は何をするのかなということを、改めてそこに疑問が湧いたんです。

かねて、この条例をつくることに、防犯協会が要請を出している、そういうことも承知をしておりましたから、これはちょっと町内会としても改めて考えてみなければならない部分だなということです。

先ほども指摘がありました。もともとこの安心安全条例は、警察庁の主導でありまし

て、これが全国の市町村、あるいは都道府県、自治体に対してつくることを求めているという、それが出発です。

警察の行動については、昨年立川テント村事件というのがございました。

東京の立川市にある自衛隊の宿舎、これはアパート形式の宿舎が並んでいるところを、その立川の自衛隊官舎の前の近くだと思ふんです、私は場所は確認しておりませんが、そこで活動をしている人たちがいます。

特に、イラクへ自衛隊が派遣されるように、そのことが決まってからは、それに反対する運動をやっています。自衛隊の官舎にも、個別に反対ですというチラシを入れる活動を何回かやっているわけです。

その入れるチラシには、連絡先、それから例をそれらが記入されているそうです。それを個別にやる。何回目かの投入の際に、3人の方が住居侵入罪で現行犯逮捕されたんです。そして、個別のチラシというのは、東京はかなり度々入るようでした。いろんな活動の人が入れている。たまたまイラク派遣反対のチラシだけが逮捕の対象になると、そしてこの3人の方は、75日間身柄を拘留されたわけです。

75日間というのは、信じられない長さです。その間、身内との面会も一切認めないという扱いだったそうです。裁判が始まって、やっとその身柄は放されたわけです。だから、保釈手続きを取ろうとしても、それは認められなかったということです。

これは、公安警察といわれる分野の方々ですけれども、私が考えるには、いろんなチラシがたくさん入る中で、イラク派遣のチラシ

をまいた人だけが逮捕されたというのは、やはり国の政策に異を唱えるというものはけしからん。それで逮捕、拘留、長期拘留です。このことの影響で、このことがあってから、この自衛隊派遣の運動は全国的に極めて低調になったんです。やられるかもしれないという事です。

仕事を持っている人たちです、みんな。だから何の、本人にすればなんの思い当たる理由もなく、身柄を75日間も拘束される。これは拘束を許可した裁判所も悪いと思うんですけれども、そういう警察の活動というものがある。

これはひとつ端的な例ですけれども、同じような種類のものが、最近はずいぶん起きています。

このことは、警察の活動に対するやはり疑問、不審、こういうものを持たざるを得ないということです。

警察との関係をいま条例をつくってまで強める必要、私はまったく認めません。むしろ、極めて危険ではないかということです。

必要のない市民情報が警察に流れる恐れがあるのではないか、そういう危惧すら持つわけです。

1つ、端的なことをいま申し上げましたけれども、条例ができて、その審査の際には、憲章条例的なものです。それから第10条の施行に関し、必要な事項は市長が別に定めます。この条文は使いませんという説明です。

でも、使えませんかとはここには書いていないんです。できあがればこれは第10条として存在する、ですから、具体的にこの条例をどう動かすかというのは、この10条にかかって

くるわけです。全面的に市長にお任せする形になるわけです。もうここで出てくる必要な事項というのは、議会にかかることはないわけですから。

私は、そのような不安要素の残るものをそのまま、いまここで議会が認めるというわけにはいかない、こういう考え方です。

何点か申し上げましたけれども、継続にしてじっくり時間をかけて審査をし、直すところは直したかったという気持ちがある。しかしそれができなかったのですから、反対せざるを得ないということです。

不安や恐れ、そういう物を持たざるを得ないという、現在の日本の社会状況があるということです。

こういうことから私は、これはぜひ反対しなければならない、民生委員会の審査経過がございましてけれども、議員諸氏はぜひ私の反対に賛成をいただきますよう、お願いをいたしまして、討論を終わります。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

この場合、広島議員の採決については、挙手をもって起立にかえることにいたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第79号美唄市地域コミュニテ

イ安全条例制定の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより報告第 80 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

1 番吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 80 号北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議の件につきまして、討論に参加いたします。

初めに申し上げますが、私は議案に反対であります。

以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

この議案は、75 歳以上の高齢者を現在の保険制度から切り離し、独立した保険制度とするための広域連合をつくるというものです。

このことによって、これまで扶養者になっていた人などにも、新たな保険料の負担が発生し、経過措置的な軽減策はあるとしても、その負担は全国平均では年間 7 万 4,000 円、道内では年間 8 万 5,000 円と割高になると予想されています。

しかも、介護保険同様、年金からの天引きという有無を言わさない徴収がされることとなります。

また、高齢者は多かれ少なかれ、病院のお世話になっています。現役時代に社会に貢献してきた高齢者の労をねぎらい、安心した老後を暮らしていけるようにしなければなりません。この制度は医療費のかかる高齢者のみを集めて、その負担を医療費に応じてさせ

ようとするもので、安心して医療を受けることができず、命にもかかわる重要な問題を含んでいます。

さらに、広域連合の議会は、市長、町村長、市議、町村議からそれぞれ 8 名ずつ選出され、形成されていくことになることから、地元の声、地域の現状が反映しづらくなります。

これは住民自治の点からいっても、適当とは言いがたいものです。

以上、申し上げます。議案第 80 号についての反対討論といたします。

●議長長岡正勝君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第 80 号北海道後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議の件は委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 83 号ないし議案第 85 号の以上 3 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号美唄市下水道事業受益者負担金条例の一部改正の件ないし議案第 85 号市道路線の認定及び廃止の件の以上 3 件は、委員長報告のとおり決定されました。

これより議案第 76 号ないし議案第 86 号の以上 5 件について、一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号指定管理者の指定の件ないし議案第 86 号指定管理者の指定の件の以上 5 件は、委員長報告のとおり決定されました。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第 3、議案第 89 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程されました、議案第 89 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、本市職員が競売入札妨害及び収賄

容疑で逮捕起訴され、起訴事実が確認されたことから、職員を管理・監督する立場及び市民の市政に対する信頼を著しく失墜させたことに対する責任として、私の給与月額 81 万 5,000 円を 30%減額して 57 万 0,500 円に、また助役の給与月額 65 万 5,000 円を 10%減額して 58 万 9,500 円にそれぞれ平成 19 年 1 月分の給与月額を減額措置しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 これより、議案第 89 号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり決定されました。

---

●議長長岡正勝君 次に日程の第 4、議案第 87 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件ないし日程の第 7、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件の以上 4 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井道夫君（登壇） ただいま上程さ

れました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第 87 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、藤田國男委員が 12 月 28 日付をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として新たに高瀬謙二郎氏を選任いたしたく、地方税法の規定により議会の同意を求めるものであります。

次は、議案第 88 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、伏見義允委員が 12 月 28 日付をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として新たに伊原潤司氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次は、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、円子保委員が、平成 19 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として引き続き円子保氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次は、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件であります。

本件は、後藤千代子委員が平成 19 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として、引き続き後藤千代子氏を法務大臣に対し推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案の説明ありました、議案第 87

号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案の説明ありました、議案第 88 号については、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件は、原案のとおりこれに同意することに決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案の説明ありました、諮問第 1 号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の件は、諮問のとおり可と決定されました。

お諮りいたします。

ただいま提案の説明ありました、諮問第 2 号については、諮問のとおり可と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の件は、諮問のとおり可と決定されました。

●議長長岡正勝君 次に日程の第 8、意見書

案第 26 号日豪 F T A 交渉に関する意見書ないし日程の第 14、意見書案第 32 号「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書の以上 7 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第 26 号について、4 番白木優志議員。

● 4 番白木優志議員（登壇） ただいま議案となりました、意見書案第 26 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 日豪 F T A 交渉に関する意見書

現在、日豪 F T A 交渉については、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行われており、日本政府においては、豪州との F T A（自由貿易協定）を柱とした E P A（経済連携協定）締結交渉入りに向けて、最終段階の調整を行っております。豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が 28%と高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖など、その多くが北海道の主要農畜産物と競合しております。

仮に当交渉が開始され、F T A においては、全ての分野の関税撤廃が原則であることから、豪州においては、これまで、ほとんど例外品目を認めておりません。ひとたび交渉入りした場合、関税が撤廃される可能性は極めて高く、その後の他国への波及も予測され、米、麦、肉類、乳製品、砂糖などの国産農畜産物が大きな影響を受けることが懸念され、北海道農業は基より、美唄市においても壊滅的打撃を被り、我が国食料自給率の大幅な低下は

必至であります。

つきましては、国内の農業と地域経済に決定的ダメージを与え、国民の命と暮らしを脅かす可能性が極めて高い現時点の状況を踏まえ、日豪 F T A 交渉の安易な開始を断固阻止するために下記の措置を講ずるよう強く要望します。

#### 記

1. W T O 農業交渉及び F T A 交渉などに当たっては、農業・農村の果たす多面的機能の発揮や食糧主権の確保を図るため、各国が多様な農業の共生・共存が図られるよう確固たる交渉姿勢を貫くこと。

2. 食料自給率の向上や農村の振興などを考慮のうえ、北海道の農畜産物を交渉対象から除外すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 18 年 12 月 19 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第 27 号ないし意見書案第 31 号の以上 5 件について、1 番吉岡文子議員。

● 1 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議案となりました、意見書案第 27 号ないし意見書案第 31 号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

リハビリテーションの改善を求める意見書  
今年 4 月からの診療報酬の改定により、リ

ハビリテーションは、脳血管、運動器、呼吸器、心大血管の4疾病領域だけを対象とし、脳血管からは発症・手術または急性憎悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性憎悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は、治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定されました。

また、障害児や障害者のリハビリでは給付期間が無制限となっていますが、提供のできる施設は児童福祉法で規定された重症心身障害児童施設等に限られ、多くの障害児や障害者にとって通所が困難です。

その結果、患者等のリハビリサークルなど自主的な取り組みが取りやめになったり、また脳性麻痺障害者は経過措置があるにもかかわらず、リハビリの継続が断られている事例が美唄においても何件もあり、きわめて深刻な事態となっています。

こうした動きは、患者や障害者のみならず、病院経営や理学療法士（PT）等の専門職にも大きな影響を与えることが危惧されます。

よって、下記について緊急に対応されるよう要望します。

#### 記

1. リハビリの診療報酬について、疾病ごとの日数制限を撤廃し、患者の実情に応じて実施できるよう改善すること。
2. 今回の改定により、必要なリハビリが阻害されていないか等の影響について、患者、医療機関、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等の専門職への調査を実施すること。
3. 障害児や障害者のリハビリの提供施設は

重症心身障害児施設等に限定せず、施設基準を脳血管リハビリ、運動器リハビリ、呼吸器リハビリ施設にすること。

4. 経過措置やQ&Aなどでの除外規定の周知徹底の措置をとるとともに、患者にとって、効果が認められるリハビリがすべて継続できるよう対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年度12月19日

北海道美唄市議会

放課後子どもプランの

拡充を求める意見書

厚生労働省と文部科学省は、2007年度概算要求に、小学校の放課後対策を拡充する「放課後子どもプラン」を盛り込んでいます。

放課後子どもプランは、学童保育である「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）と、すべての子どもを対象にした「放課後児童健全育成推進事業」（文部科学省）の二つから成り立っています。学童保育は保護者が就労のため昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の子どもが対象で、小学校の低学年の子どもにとっては家庭に代わる生活の場であり、学校にいるより学童保育で生活している時間の方がはるかに長いのです。子どもの生活の場にふさわしい施設の設置基準や運営基準をつくり、子どもの生活を継続して安定的に保障する指導員の配置基準や労働条件の改善が急がれます。

一方、放課後児童健全育成推進事業はすべての子どもが対象であり、安全・安心な子どもの活動拠点、居場所を設け、勉強とスポーツ、文化活動、地域住民との交流をおこなう

場とされています。

したがって、これら二つの事業にはそれぞれの目的、役割に見合った拡充が求められています。現に、厚生労働省と文部科学省が学童保育の対象児童に対しては、現在と同様のサービスを提供するとしているのも、こうした経過と二つの事業の違いがあるからです。

しかし、同時に国は都道府県には補助金の一体化を求め、実施主体である市町村には「一体的あるいは連携して」実施するよう求めており、二つの事業のそれぞれの発展が保障されるのか、危惧する声があがっています。美唄において3カ所の施設、137人の児童にとってもこの二つの事業の発展は重要な問題です。

よって、下記の点を対処されるよう強く要望いたします。

#### 記

1. 政府は、二つの事業の財源をそれぞれ確保し、増額・拡充すること。
2. 政府は、一本化を口実に、学童保育の内容を変質させることのないよう配慮すること。
3. 結果として、二つの事業をそれぞれ充実・発展させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月19日

北海道美唄市議会

大銀行の政治献金再開の中止と  
企業献金の禁止を求める意見書

最近まで巨額の「不良債権」を抱え、公的資金で助けられていた大銀行が、異常な低金利とリストラで経営が改善した途端に政

治献金の再開を検討しています。

公的資金を返済したというのがその口実ですが、大銀行は1円の法人税も納めていません。預金者と労働者にさんざん迷惑をかけたあげく、政治献金を再開するなどんでもないことです。

国民の財産である公的資金を返済するのは当然であり、企業の資金力で政治をゆがめる企業献金が免罪されるわけではありません。

よって、財界・大銀行の政治献金は再開ではなく中止し、企業献金は拡大ではなく直ちに禁止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月19日

北海道美唄市議会

医師確保と地域医療に関する意見書

いま北海道各地で、公立病院・公的病院の医師不足等によって、診療科目の休廃止や病棟閉鎖、また診療報酬の削減によって病院経営が悪化し、一部では病院の縮小ないし病院の統廃合すら検討されています。

市立美唄病院においては医師不足のため、多くの診療科目を非常勤医師で補い、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科などは週1日ないし3日の診療しか行う事ができず、その事による患者の減少と、それに起因する病院経営の悪化に一層拍車をかけています。

医療費適正化計画の名により、医療費抑制政策が実施され、医師数・看護師数が厚生労働省の定める基準に満たない「標欠病院」はさらに診療報酬がカットされます。

政府が公立・公的病院の「採算重視」を強要し、職員数・給与の見直しや病床の合理化

を要求してきたことが勤務条件の悪化を招き、人手不足の悪循環に陥らせています。

政府は病院の集約化構想を打ち出していますが、近くの病院が消えることに住民の不安が高まっています。地域医療の確保は、地域社会存続の基本的基盤として充実が求められています。

よって、下記の点を対処されるよう強く要望します。

#### 記

1. 医師不足の改善策として、①国と道の責任と負担で医師派遣体制を構築する、②北大、札医大、旭医大などの医学部の定員を増員する、③医師の過剰労働の是正と女性医師の就労を支援するなど、有効な対策をとること。
2. 公立・公的病院の構造改革の強制をやめ地域医療を守るため、①診療報酬の不合理性にメスを入れ、地域医療の必要な分野を大幅に増額すること、②正看護師不足地域では、入院基本料の特例により、援助措置をとること、③地域医療無視の一方的な医療費削減路線の見直しをはかるなど、抜本的対策を採ること。
3. 日赤、厚生連など公的病院にかかわる財政需要については、公的病院なみに交付税措置の対象とするよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年12月19日

北海道美唄市議会

住民の暮らしを守り、公共  
サービス拡充を求める意見書

「耐震強度偽装事件」や「ライブドア事件」

などに象徴されるように、5年あまりの小泉「構造改革」は、国民の「安心・安全」を破壊し、個人間、地域間、企業間などあらゆる分野で「格差」を拡大しています。同時に三位一体改革の名による地方交付税の削減が「地方切り捨て」を象徴しています。

こうしたもと、多くの自治体からは、「交付税の削減では地方は自立できない」「町づくりの夢や希望までもが奪われる」との声が出されています。

政府は、「骨太方針2006」を7月に閣議決定し、「構造改革」のさらなる推進にむけ、「歳出・歳入一体改革」の名のもとで、地方財政や社会保障費のいっそうの削減、労働諸法制をはじめとする社会的規制の緩和、公共サービスの市場化・民営化を打ち出し、一方では大企業の成長力・競争力強化が強調されています。

国の責務は、大企業の経済活動最優先の諸施策を打ち出すのではなく、貧困層の増大や地方の「格差」を是正するために、大企業・資産化優遇の不公平税制の是正、社会保障制度の充実など所得再配分機能を強化することです。プライマリーバランスや歳出削減が強調される一方で、在日米軍再編などに多額の税金が投入されようとしていることも大きな矛盾であり、容認できません。

以上の趣旨から、下記の事項の実現を要望します。

#### 記

1. 地方自治体が本来果たすべき役割である地域住民を守るために、必要な地方財源である地方交付税の財源保障機能を守り、人口・面積による基準で削減する新型交付税

制度を導入しないこと。

2. 医療、教育、福祉などの公共サービスの水準を維持・向上させるため、機械的な公務員の削減や企業の利潤追求の場とする市場化テストなどの「規制改革・民間開放」、国の地方支分部局の統廃止などは行わないこと。
3. 「格差社会」の是正を図るために、社会保障制度を充実すること。また、消費税などの増税を行わず、大企業・大金持ち優遇制度を是正し、応能課税を行なうこと。
4. 地域住民の合意と納得を得ない郵便の集配局の廃止再編は行わず、また現在の集配機能を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出します。

平成18年12月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 次に、意見書案第32号について、8番谷内八重子議員。

●8番谷内八重子議員（登壇） ただいま議案となりました意見書案第32号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「法テラス」の更なる体制

整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため総合法律支援法が平成16年6月2日に公布されました。同法に基づき「日本司法支援センタ

ー」（愛称・法テラス）が設立され、平成18年10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは「身近な司法」現実へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日だけで全国で約2,300件の相談があり、期待のほどが伺えます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関です。2005年、2006年に鳥取、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万～120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望します。

記

1. 全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。
2. 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
3. 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。
4. 「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
5. 利用者の利便性を鑑み、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。
6. メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出します。

平成 18 年 12 月 19 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明ありました、意見書案第 26 号ないし意見書案第 32 号の以上 7 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって意見書案第 26 号日豪 F T A 交渉に関する意見書ないし意見書案第 32 号「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書の以上 7 件は、原案のとおり可決されました。

---

●議長長岡正勝君 以上をもって、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、平成 18 年第 4 回美唄市議会定例会は閉会いたします。

---

午前 12 時 23 分 閉会